



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

ページ

○ 人事委員会規則

*21 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 1
*22 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
*23 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
*24 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
*25 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
*26 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 3
*27 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 3
*28 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 3
*29 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 4
*30 職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則 4
*31 職員の退職手当に関する条例第6条の規定による退職の理由の記録に関する規則 14
*32 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 17

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第6号中「前5号」を「前6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 非常勤職員の職

第15条第3項ただし書中「第17条」を「、第17条」に、「この限りではない」を「、この限りでない」に改める。

第24条第1項中「決めがたい」を「決め難い」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「前項の名簿から」を「同項の名簿から」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、第10条第2項」を「若しくは第10条第2項若しくは第3項」に、「又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を「、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に改め、「附則第2項」の次に「又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第58号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第10条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を「、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に改め、「附則第2項」の次に「又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第67号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2号中「第9条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を「、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に改め、「附則第2項」の次に「又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第72号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第25号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「E」の次に「(給与条例第10条第3項の適用を受ける職員にあっては、C、D又はE)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「E」の次に「(給与条例第10条第3項の適用を受ける職員にあっては、C、D又はE)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「E」の次に「(給与条例第9条第3項の適用を受ける警察官にあっては、C、D又はE)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者(」を「職員の扶養親族たる者(職員条例第14条、教育職員条例第14条及び警察職員条例第12条に規定する扶養親族で、職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第9条第1項、教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)第11条第1項又は警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)第7条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「(職員条例第14条、教育職員条例第14条及び警察職員条例第12条に規定する扶養親族で、職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第9条第1項、教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)第11条第1項又は警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)第7条第1項の規定による届

出がされている者に限る。以下同じ。)」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第4条の2中「第14条の5第1項第3号」を「第14条の5第1項第2号」に、「第14条の4第1項第3号」を「第14条の4第1項第2号」に、「第12条の4第1項第3号」を「第12条の4第1項第2号」に改め、同条を第3条とする。

第4条の3第1項中「第14条の5第1項第3号」を「第14条の5第1項第2号」に、「第14条の4第1項第3号」を「第14条の4第1項第2号」に、「第12条の4第1項第3号」を「第12条の4第1項第2号」に改め、「(次項において「単身赴任手当権衡職員」という。))」、「(次項において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。))」及び「(次項において「単身赴任の異動等」という。))」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第5条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例第5条第1項第2号に規定する者

(2) 条例第11条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき日に退職した者

第9条の2第6号を次のように改める。

(6) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

別記第1号様式中「勸 奨」を「応募認定」に改め、同様式注1中「上記」を「、上記」に、「うえ」を「上、」に改め、同様式注5中「必ず」を「、必ず」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に退職した者がこの規則による改正前の第9条の2第1号、第2号又は第6号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の第9条の2に規定する条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者とみなす。

和歌山県人事委員会規則第30号

職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当に関する条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則

(募集実施要項の記載事項)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。)第11条の3第2項第11号の人事委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条の3第5項の規定により募集の期間を延長する場合は、その旨
- (2) 条例第11条の3第9項各号に掲げる職員が、同項の規定による応募(以下「応募」という。)をすることはできない旨
- (3) 条例第11条の3第11項の規定により同項に規定する認定(以下「認定」という。)をしない旨の決定をする場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第11条の3第13項の規定による通知(以下「第13項通知」という。)を行うこととなる旨(同条第2項に規定する募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
- (5) 条例第11条の3第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第2条 応募は、別記様式第1の申請書によるものとする。

2 条例第11条の3第9項の規定による応募の取下げは、別記様式第2の申請書によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第3条 条例第11条の3第12項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 認定をする旨の決定をしたとき 別記様式第3
- (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 別記様式第4

(退職すべき期日の通知の様式)

第4条 第13項通知は、別記様式第5の通知書によるものとする。ただし、前条第1号に定める通知書により第13項通知を併せて行った場合は、別記様式第5の通知書を省略することができる。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第5条 条例第11条の3第14項の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

- (1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 別記様式第6
- (2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 別記様式第7

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第6条 条例第11条の3第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第8の通知書によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 (第 2 条関係)

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(任命権者) 応募年月日 年 月 日
様 応募申請者.....印

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級号給	給料表 []級号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
退職希望日	年 月 日		

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

別記様式第 2 (第 2 条関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者) 取下げ年月日 年 月 日
様 取下げ申請者.....印

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	

別記様式第 3 (第 3 条関係)

認定通知書

認定年月日 年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第11条の3第11項及び第12項の規定により、認定の決定をしましたので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注)「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

別記様式第 4 (第 3 条関係)

不認定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第11条の3第11項及び第12項の規定により、認定をしない旨の決定をいたしましたので、通知します。

不認定の理由

別記様式第 5 (第 4 条関係)

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

あなたの退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、職員
の退職手当に関する条例第11条の3第13項の規定により、通知します。

別記様式第 6 (第 5 条関係)

退職すべき期日の繰上げ同意書

(任命権者)

年 月 日

.....様

.....印

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(別記様式第3)に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第 7 (第 5 条関係)

退職すべき期日の繰下げ同意書

(任命権者)

年 月 日

.....様

.....印

私は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(別記様式第3)に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第 8 (第 6 条関係)

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

あなたの退職すべき期日は、職員の退職手当に関する条例第11条の3第15項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

(注)「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書(別記様式第6)又は退職すべき期日の繰下げ同意書(別記様式第7)に記載されている年月日を記入すること。

和歌山県人事委員会規則第31号

職員の退職手当に関する条例第6条の規定による退職の理由の記録に関する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当に関する条例第6条の規定による退職の理由の記録に関する規則

(退職理由記録の記載事項等)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)第6条の規定により作成する同条例第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由の記録(以下「退職理由記録」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
 - (2) 氏名及び生年月日
 - (3) 退職の日における所属名及び職名
 - (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
 - (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
 - (6) 作成者の職名及び氏名
- 2 退職理由記録の様式は、別記様式とする。
- 3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

(作成時期)

第2条 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

(保管)

第3条 退職理由記録は、任命権者が保管する。

2 退職理由記録は、その作成の日から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(退職勧奨の記録に関する規則の廃止)

2 退職勧奨の記録に関する規則(昭和61年和歌山県人事委員会規則第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定により廃止された退職勧奨の記録に関する規則の規定により作成された退職勧奨の記録の保管については、なお従前の例による。

別記様式 (第 1 条関係) (表面)

退職の理由の記録

		作成年月日	年	月	日
氏 名		生年月日	年	月	日
所 属 名		職 名			
勤続期間	年	月	採用年月日		退職年月日
			年	月	日

退職の理由	職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号に掲げる者に該当
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の職名及び氏名	
------------	--

別記様式 (第 1 条関係) (裏面)

備考

- 1 退職理由記録の記入要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
 - (2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
 - (3) 「所属名」欄は、退職時に所属していた所属の名称を記入する。
 - (4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。なお、警察官については、退職時の階級を括弧書きで併記する。
 - (5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間 (月単位までとし、1 月未満の端数は切り捨てる。) を記入する。
 - (6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
 - (7) 「退職の理由」欄は、職員が職員の退職手当に関する条例 (昭和 37 年和歌山県条例第 57 号) 第 4 条第 1 項第 3 号又は第 5 条第 1 項第 6 号の規定のいずれかの該当する条項を記入する。
 - (8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
 - (9) 「作成者の職名及び氏名」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入する。
- 2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職とを明確に区分するため、第 1 条第 3 項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である旨が明らかとなるよう留意すること。

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の部中

3 種	88,500円	75,800円
-----	---------	---------

 を

2 種	93,200円	79,800円
3 種	88,500円	75,800円

 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成25年11月29日から適用する。